

第3章

中国の障害者と法

- 2008年の障害者保障法改正を中心に -

小林昌之

要約：

中国は1990年に障害者保障法を施行し、2006年に採択された国連障害者権利条約の議論にあわせて改正作業を進めてきた。その過程では改正草案がパブリック・コメントを求めるために公開され、その結果同法は2008年4月24日に改正された。改正では条約への接近が試みられたが、草案で挙げた多くの意見は採用されなかった。本章では、まず中国障害者連合会がとりまとめていた障害者保障法改正までの議論を紹介し、次にそれらと2008年に改正された同法の内容を比較しながら検討し、中国の障害者立法が向かっている方向を考察する。

キーワード：

中国 障害 障害者保障法 障害者連合会 国連障害者権利条約

はじめに

社会主義計画経済体制をとっていた中国では、すべてが政治・行政の主導で行われ、法律の整備は立ち後れていた。したがって、1949年の新中国成立後間もなく障害者事業が開始されたのに対して、法律が障害者に関する規定をおくようになったのは、改革・開放政策が採られた78年以降であった（小林[2000]）。比較的早いものとしては、79年の刑法¹

と刑事訴訟法²が挙げられる。

その後、1982年に制定された現行憲法は、それまでの高齢者、疾病者または労働能力喪失者に対する社会保険、社会救済、医療衛生の提供という一般的な社会保障の規定に加え、新たに障害者を対象に、「国家と社会は視覚・聴覚・言語障害その他の身体障害をもつ公民の労働・生活と教育を援助し処置する」という明文規定を設けた(第45条)。これをきっかけに、障害者の合法的な權益を法的に保護しなければならないとする議論が登場し、民法通則³のなかで明文化されることになった。そして、障害者事業⁴の展開にともない障害者の權益を保障する法体系を確立することは、法制建設の任務の一つであるとされ⁵、1990年12月28日にその中核となる「障害者保障法」が制定された⁶。各省・自治区・直轄市などの地方政府は本法を施行するための実施規則を制定し、いくつかの分野では国务院の条例が整備されてきた。例えば、1994年には「障害者教育条例」⁷が国务院によって制定され、また棚上げされていた「障害者就業条例」⁸が2007年に公布された。ただし、同時に起草が進められてきたとされる統一的な「障害者リハビリテーション条例」はいまだ公布されていない⁹。

ところで、中国では、2006年12月に採択された国連障害者権利条約の議論にあわせて1990年に施行された中国障害者保障法の改正作業が進められ、それが2008年4月24日に改正された¹⁰。本章では、まず中国障害者連合会がとりまとめていた改正までの議論を紹介し、次にそれらと2008年に改正された障害者保障法の内容を比較しながら検討し、中国の障害者立法が向かっている方向を考察することとしたい。

第1節 改正の経緯

中国は2006年12月に採択された国連障害者権利条約の議論にあわせて1990年に施行された中国障害者保障法の改正作業を進めてきた。2005年に公表された「障害者保障法改正に関する全体枠組みの方案およびその説明」¹¹によると障害者保障法改正指導グループにおいて法律の名称および障害概念の議論が行われている。法律の名称については、障害者權益保障法と改名したほうが障害者の権利を実現するためにも、障害者の各種権利を促進・保障するためにも有利であり、国際障害者立法の最新の発展にも合致するとの認識が示されている。また、障害者を示す用語としては「残疾人」よりも「残障」のほうが外部の障害および不利な影響を強調し、障害者が権利主体となるという理念に合致するとしている。これは明らかに国連で作業が進められていた「障害者の権利および尊厳を保護・促進するための包括的総合的な国際条約」の議論を意識したものである。しかし、グループは最終的に、障害者保障法の名称および障害概念についてはさらに研究するものとし、暫時方向を定めないこととした。名称変更については障害者保障法の当初の立法思想を一定程度変更することになるため、また障害概念については「残疾人」が社会に広く受け入れられて

おり改名後の定着には長い時間が必要となることが懸念されるとの理由であった。

「全体枠組み」として発表された法律の構成案においても、各章のタイトルに「権益」または「権利」が付され、バリアフリーなどの新たな章が提案されている。全体枠組みで提示された章構成は、総則、政治権利、人身権利、財産権益、婚姻家庭権益、リハビリテーション権益、教育権益、労働就業権益、文化生活権益、社会保障権益、バリアフリー権益、障害者組織・機構、法律責任および附則の14章である。

その後、改正草案の第1稿が2005年10月に起草され、2006年3月には改正草案第2稿がパブリック・コメント（征求意见稿）を求めるために公開された¹²。公開された第2稿は全10章78カ条から構成されており、障害者の権利保護のためにいくつか急進的ともいえる要求を織り込もうとしていた。例えば、全国人民代表大会および地方各級人民代表大会の一定の議席を障害者に割り当てること、また障害者連合会は障害者集団の利益を侵害する行為に対して必要な場合は障害者を代表して訴訟を提起できるとすることなどである。

パブリック・コメントは5月に締め切られ、中国障害者連合会傘下の30の地方障害者連合会のほか、障害当事者を含む個人、地方の聾者協会・盲人協会などの専門協会、障害者事業従事者から合計85件の意見が届いた。主な意見は次のとおりである¹³。

- (1) 法律の名称および構成について、障害者保障法ではなく、障害者権益保障法とし、政治権利、貧困解決、障害者組織について独立の章を立てること。
- (2) 全国人民代表大会および地方各級人民代表大会に加え、全国政治協商会議および各級政治協商会議に一定割合の障害者代表が必要であること。また、事実上努力規定となることを意味する「応当」（べきである）ではなく、「要」（必ず）という語を当てて必ず適切な人数を割り当てるものとする。
- (3) 公益的な宝くじを発行して資金を集めた場合の各級組織の留保分のうち一定の割合を障害者福祉事業のために割り振るとしている草案規定を、最低15%または20%と明記すること。
- (4) 各級障害者連合会は当該地の障害者福祉企業に対して検査・監督を実施する権限を有すると規定すること。また、障害者雇用割当に基づいて障害者の就業を手配しない、企業・事業単位および各種経済組織に対して、障害者連合会は関連部門が処罰するよう建議する権利を有することを追加すること。
- (5) 社会保険に関して、障害者の所在単位は障害者が養老、失業、医療、労働災害等の社会保険に加入することを支援しなければならない（応当幫助）としている草案の規定に、「法に基づいて必ず組織し」（必須依法組織）を加えるかまたは「障害者のために必ず手続きをする」（応当残疾人辦理）とすること。また、重度障害者の社会保険費は政府全額負担にすること。
- (6) 国家が主催する各種入学試験および国家職業資格試験においては、盲人のために点字の問題用紙または電子式問題用紙を提供し、提供できない場合は専門の職員が支援す

るべきことを追加する。

(7) 障害者に対する優遇措置について、盲人と下肢障害者だけでなくは障害者証を提示するすべての障害者が公共交通機関の減免を受けられるよう改めること。また、市内交通だけではなく航空機などの全国範囲の交通機関に割引対象を拡大すること。さらに、貧困障害者に対しては医療費、交通費、水道代、電気代などを減免すること。

パブリック・コメントで寄せられたいくつかの建議は採用されたが、その後の第3稿では中国障害者連合会が主張していた多くの内容が採択されなかった。最終的に2008年4月24日に改正された障害者保障法は、改正前の全54カ条よりは条文数が増えたものの全68カ条にとどまった。国連障害者権利条約を意識した改正となっはいるものの、ほとんどは条文の順番の変更や文章の修正や細分化である。

第2節 2008年改正法

1990年に制定された障害者保障法の9章54カ条から、2008年の改正は若干条文が増え、全9章68カ条となった。章構成は、総則、リハビリテーション、教育、労働就業、文化生活、社会保障、バリアフリー環境、法律責任および附則の9章である。以下、改正点を指摘しながら現行障害者保障法を検討する。

1. 障害の定義

障害の定義は変更されていない。障害者とは「心理・生理・人体構造上、ある種の組織・機能が喪失しているかまたは不正常であり、正常な方法によってある種の活動に従事する能力の全部または一部を喪失している者を指す」と定義され、視力障害・聴力障害・言語障害・肢体障害・知力障害・精神障害・重複障害およびその他の障害をもつ者を含むとされている(第2条)。障害の基準は国務院が制定することになっているが、いまだ制定されていない。中国障害者連合会が障害者証を発行する際の基準である「中国障害者実用認定基準(試用)」が事実上の基準となっている¹⁴。

全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会行政法室の解説によれば、本法の障害者概念は障害者権利条約の障害者概念に非常に近いとされる(全国人大常委会法制工作委员会行政法室[2008:6])。しかし、本法はあくまでも個人の能力を問題にしており、「種々の障壁と相互に作用することにより」機能障害が社会に参加することを妨げるとしている障害者権利条約(第1条)とは立ち位置が異なる。この点、採択されなかったが、改正草案第2稿は「心理・生理・人体構造上、ある種の組織・機能を喪失しているかまたは障害が存在し、そのことによって日常生活または社会活動が持続的制約を受けている者を指す」としていたので条約への接近が試みられていたことがわかる。

なお、国務院の承認を経ているものとして、第2次全国障害者サンプル調査のために

同専門家委員会が2005年に改訂した第2次全国障害者サンプル調査の「障害基準」があり（第二次全国残疾人抽样调查办公室[2007:118-126]）、全国人大常委会法制工作委员会行政法室[2008]の解説ではこれが使用されている。「障害基準」の改訂では、WHO が推奨する「国際機能・障害と健康分類」（ICF）が枠組みとなっていることが強調されている¹⁵。障害の定義も含まれ、日常生活および社会参加等に影響する機能障害の要素を考慮するなど国際的基準に接近させたとしている。障害基準および障害調査票の内容をみると機能障害に加え、他人との付き合い、生活活動および社会参加ならびに環境因子が考慮され、ICD10 から ICF へ転換し、ICF と整合性を持たせようとしている努力が確認できる。しかし、障害モデルの転換については、第2次調査で ICF が採用され、環境因子が調査項目に取り入れられたことから社会モデルの存在が受け入れられていることがうかがえるものの、調査では社会のバリアーを問う項目がないことから中国の障害認識が社会モデルへ転換したとはいえない。

2. 権利保護と差別禁止

障害者の権利についても「障害者は政治・経済・文化・社会および家庭生活等の分野においてその他の公民と平等の権利を享有する」と規定され変更はない(第3条)。差別禁止については、1990年法では「障害者を差別・侮辱・侵害することを禁止する」と規定されていたものが、差別禁止を強調するために「障害に基づく差別を禁止する」と独立した一文として設けられることになった。本規定も国連障害者権利条約の「障害に基づくあらゆる差別を禁止する」(第5条)に従っている。条約は、障害に基づく差別には「合理的配慮を行わないことを含む」(第2条)としているが、本法には合理的配慮に関する明文の規定は存在しない。この点につき、全国人大常委会法制工作委员会行政法室[2008:12-13]は条約の定義を引用しながら、障害に基づく差別はすべての形式の差別を含み、教育、就業における差別に限らず、障害者に対する合理的配慮の提供を拒否するなどの不作為の状態を含むと解説している。ただし、上述のとおり障害者保障法は合理的配慮については触れていないため、中国の法実務から考え、解釈によって明文にない事項を適用する可能性は低いと思われる。

3. 国家の責任

国家の責任については不変であり、国は障害者に対して特別な扶助を与え、障害の影響および外界の障壁を軽減または取り除き、障害者の権利の実現を保障するものと規定されている(第4条)。県レベル以上の人民政府が障害者事業に責任を有し、人民政府および関連部門は障害者と密接に連絡し、障害者の意見を聴取すべきものとされている(第5条)。これは人民政府の努力義務にとどまるが、今回の改正では新たに障害者の参加についての規定が加わった。第6条は、憲法第2条を引用する形で、国家は障害者が各種の手段・形式

をとおりて国や経済文化事業などの管理にかかわることを保障することを謳い、特に「法律・法規・規則および公共政策の制定で、障害者の権益または障害者事業の重大問題にかかわるものは、障害者および障害者組織の意見を聴取しなければならない」とした。また、障害者および障害者組織は各レベルの国家機関に障害者権利保障や障害者事業発展などについて意見および提案を提出する権利があることが明記された。

ただし、改正草案第2稿が求めていた「全国人民代表大会および地方人民代表大会の代表の中に、一定の比率の障害者代表が入るべきである」とする規定については、憲法に準ずる全国人民代表大会組織法の中にそのような規定はないことから、下位の法律によってそれを変更することはできないとの理由で削除された。ただし、議論では政治的な反対はなく、全国人民代表大会組織法を改正する機会があれば再度提案されるべきであるとされている¹⁶。また、公益的な宝くじを発行して資金を集めた場合の各級組織の留保分のうち一定の割合を障害者福祉事業に使用するべきとした改正草案第2稿の提案も採用されていない。

なお、中国障害者連合会は引き続き「障害者の共同利益を代表し、障害者の合法権益を擁護し、障害者を団結・教育し、障害者のために奉仕する」団体として、法律に基づきまたは政府の委託を受けて障害者業務を展開するものと法律上定義された(第8条)。障害者連合会は半官半民の性格を有することから、障害者個人は障害者連合会を組織することはできないが、障害者であると認定されれば入会手続きなしに当然会員となる(全国人大常委会法制工作委员会行政法室[2008:26])。

4. リハビリテーション

2008年の改正で「国家は障害者がリハビリテーション・サービスを享有する権利を保障する」ことが明確に掲げられた(第15条)。1990年法は国および社会がリハビリテーション措置をとるとのみ規定していたが、改正法はリハビリテーションを障害者の権利であるとするとともに、各級人民政府および関係部門がリハビリテーション・サービスの体制を整備するなど必要な措置をとらなければならないと定めた。

5. 教育

憲法に明文の規定がある教育および労働の権利については、1989年の障害者保障法の制定当時から国家が保障する権利として規定されてきた。今回の改正ではそれに「平等」が加わり、「国家は障害者が平等に教育を受ける権利の享有を保障する」と規定した(第21条)。また、従来、義務教育の実施に重点が置かれていた文言は、就学時に存在する実際の困難を解決し、義務教育を修了できるよう支援する方針へ書き改められている。そのために、貧困障害者世帯の生徒・学生に対する教科書費用の免除や寄宿舎費用の補助など具体的な費用の減免についての規定が追加されている。農村貧困世帯の障害学生について雑

費および教科書費の免除ならびに寄宿生の生活費補助を呼びかけていた2004年の国務院の通知¹⁷を法律に取り込んだ形となっている。義務教育の普及・実施から義務教育の保障・修了へと発展段階が上がってきたことを反映している。

普通小学校・中学校はその学習生活に適応できる障害児童・少年の入学を必ず受け入れなければならないが、普通高校・中等職業学校および大学は、合格基準を満たす障害受験生をその障害を理由に拒絶してはならないと規定されている(第25条)。障害者の受け入れ拒否が起きていることは認識されているものの本改正では特に1990年法を修正していない。ただし、改正法が、普通教育機構は普通教育を受ける能力を備えた障害者に対して教育を実施するとして従前の規定に、障害学生が実質的に教育を受けられるよう「その者が学習するにあたり便宜および援助を提供する」という文言を新たに加えたことは注目に値する。

6. 労働・就業

国家は障害者が労働する権利を保障する(第30条)。教育の権利と同様に労働の権利は障害者保障法の制定当時から国家が保障する権利として規定されている。中国は、障害者保障法制定直前の1988年にILOの「障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約」(第159号)を批准し、政府が障害者の労働就業条件を創造していく方針がとられてきた。

障害者の労働就業は、集中と分散を相互に結び付ける方針を実行することとしている(第31条)。集中とは政府または社会が設立した障害者福祉企業、盲人按摩機構などの福祉的単位に就業することであり(第32条)、分散とは障害者雇用率に基づいて国家機関、社会团体、企業事業単位などで就業したり(第33条)、その他の方式で障害者が自営業を営んだりすることである(第34条)。改正に先立って制定された障害者就業条例において障害者雇用率は最低1.5%と定められ、地方の実情に応じて制定されることになっている。雇用率に達しない雇用単位は障害者就業保証金を納付しなければならない一方、達成している雇用単位に対しては優遇措置が予定されている。

労働・就業における差別の禁止について、改正法は従前の規定を引き継ぎ「従業員の募集・正職員への採用・昇級・職名の評定・労働報酬・生活面の福祉・休憩休暇・社会保険等の分野において、障害者を差別してはならない」と定めている(第38条第2段)。本規定は「国家は障害者の福祉的単位の財産所有権および経営自主権を保護し、その合法権益は侵されない」(第38条第1段)に引き続いて定められているため、福祉企業のみを対象としているとする説もあるが、福祉的単位と障害者従業員が保護すべき対象として併記されたにすぎないとみるべきである。障害者就業条例では明示的に、機関、団体、企業、事業単位および民間が設立した非企業単位を含む雇用単位は賃金や待遇において障害者従業員を差別してはならないことが定められている(条例第13条)。

なお、2007年に発覚した山西省の「黒磚窯事件」¹⁸など深刻な強制労働事件を受けて、

「いかなる単位も個人も暴力，威嚇あるいは人身の自由を不法に制限する手段をもって障害者に労働を強制してはならない」(第40条)と障害者の強制労働を禁止する条項が新たに加えられ，保護強化がはかられた。

7. 文化的生活

2008年の改正で「国家は障害者が享有する平等に文化的生活に参加する権利を保障する」と改められた(第41条)。国連障害者権利条約が，締約国は障害者が文化的な生活に参加する権利を認めるものとしたことに対応して，権利であると明文化された。

8. 社会保障

2008年の改正で従来「福祉」であった章のタイトルが「社会保障」へ変更され，「国家は障害者が各種社会保障を享有する権利を保障する」として権利として定められた。特に貧困障害者については具体的で詳細な規定を設けた。各レベルの人民政府は，生活が確かに困難である障害者に対して多様なルートをとおして生活，教育，住居およびその他の社会救助を与えるものとされた(第48条)。このうち生活保護である最低生活保障を受け取ってもなお生活が特に困難な障害者家庭については，県レベル以上の地方人民政府はその他の措置をとって基本的生活を保障すべきことが打ち出された。現行の最低生活保障制度は統一された基準で給付されているため，個々の貧困家庭の事情を考慮しておらず，障害によって障害者が負担している様々なコストを控除すると保障されるべき最低生活保障の水準に達しないことが認識されていたために加えられた(全国人大常委会法制工作委员会行政法室[2008:139])。実際，2007年に実施された「全国障害者状況観測」の結果では，障害者世帯の可処分所得は中国全体の平均よりも低いのに対して，支出面では医療費の金額およびその消費支出に占める割合ともに障害者世帯のほうが2倍近く高く，障害者世帯は非障害者世帯と比べて大きなエクストラコストを負担している実態が浮かび上がっている(中国残聯弁公庁[2008])。

このほか，国は生活が確かに困難である障害者に対しては社会保険補助金を給付し(第47条)，地方政府は，貧困障害者に対して基本医療，リハビリテーション・サービス，必要な補助機器などの救助を，また自立した日常生活ができない障害者に対しては状況に応じて介護手当を給付するべきとされた(第48条)。

なお，パブリック・コメントで意見の多かった優遇措置の追加については，改正草案第2稿にあった下肢障害者の市内公共交通機関の乗車賃免除の追加も含めほぼ実現していない。

9. バリアフリー環境

2008年の改正で従来「環境」であった章のタイトルが「バリアフリー環境」へ変更され，

より具体的な内容が盛り込まれた。ただし、アクセス権など権利としては打ち出されていない。今回の改正では、従来は努力義務にとどまっていた道路・建築物のバリアフリー化について、「建築物・道路・交通施設等の新築・改築および増築は、国家の関連バリアフリー施設工程建設基準に符合しなければならない」と義務化した(第53条)。すでに関連部門や地方政府では「都市道路・建築物バリアフリー設計規範」¹⁹や「北京市バリアフリー施設建設・管理条例」²⁰などの規範性文書や規定が出されており、今回の改正で法律による裏打ちを得たことになる。

また、従来、道路・建築物など物理的バリアーのみを対象としていた内容に加えて、情報コミュニケーションのバリアフリーが盛り込まれた(第52条)。国連障害者権利条約が第9章アクセシビリティで情報およびコミュニケーションに言及していることから採り入れられ、内容もそれに倣っている。具体的には、各種国家試験の問題用紙の点字化・電子化または職員による支援(第54条)、公共サービス機構および公共場所における音声・文字、手話、点字による情報コミュニケーション・サービスの提供(第55条)、選挙時の障害者参加の配慮および点字投票の提供(第56条)などが新たに規定された。ただし、国家試験に関する規定以外は、「条件を作り出す」「条件が備わっている場合」などと記されており、努力義務にとどまっている。なお、各種国家試験の問題の点字化・電子化はパブリック・コメントによって追加された内容であり、視覚障害者が点字などによる国家試験の受験ができないために医療按摩から排除されている現状を反映して支持された。

10. 法律責任

法律責任の章では、対象者の権利救済の方法および本法の各条項に違反した場合の責任の取り方について定めている。条文数が増え、詳細となっているが、違反に対する罰則は直接規定していない。教育機構の障害学生の受け入れ拒否については関連主管部門が是正を命じ、かつ法に基づいて直接責任を有する職員などを処分すること(第63条)、従業員募集などで障害者を差別した場合については関連部門が是正を命じること(第64条)、バリアフリー施設工程建設基準に適合しない建築物・道路・交通施設の新築改築などについては主管部門が法に基づき処理すること(第66条)、が定められているのみである。差別禁止を担保するに足る罰則とはなっていない。

改正草案第2稿では「公共サービス機構、商業機構が相手方の障害のみを理由に、その者にサービスまたは商品の提供を拒絶し、あるいは障害者に対してその他の差別的な扱いをした場合は、当事者またはその後見人は主管部門に是正を命じるよう請求するか、人民法院に精神損害等の賠償を請求する訴訟を提起することができる」ことが提案されていたが、最終的には削除された。

障害者の権利救済を担う機関として障害者連合会が今回の改正で明示的に掲げられ、関連部門に対する調査要求の権限など組織としての機能が強化された(第59条)。障害者は

その合法權益が侵害された場合、障害者組織に訴えることができ、障害者組織は障害者の合法權益を擁護するために関連部門または単位に調査と処置を要求する権利を擁し、関連部門または単位は法に基づいて調査・処置をした上で回答しなければならないものと定められた。また、障害者組織は訴訟をとおして障害者の合法權益を擁護する必要がある場合は支援するものとされた。さらに、特定の障害者集団の利益を侵害する行為に対しては、障害者組織が直接関連部門に調査と処置を要求する権利が与えられた。改正草案第2稿は、障害者連合会は障害者集団の利益を侵害する行為に対して必要な場合は障害者を代表して訴訟を提起するという団体訴権を求める提案であったが、これは削除された。中国は消費者協会などにも団体訴権を認められておらず、基本法である各訴訟法の改正を必要とすることから認められなかった²¹。その結果、婦女權益保護法と同じく、関係部門に改善を要求し、訴訟を支持することができるとする内容にとどめられた。

すでに実行されている法律扶助についても「経済的困難があるかまたはその他の原因で法律扶助または司法救助が確かに必要な障害者に対して、当該地の法律扶助機構または人民法院は支援し、法に基づいて法律扶助または司法救助を提供しなければならない」とその内容を確認する形で加えられている(第60条)。

また、行政による遅滞ない障害者保護を保障するために、行政の職務懈怠についての規定が細かくなった(第61条)。本法が規定する障害者の權益侵害の訴えなどを、人になすりつけ、引き延ばし、抑圧して調査・処置しなかった場合、所属単位・主管部門または上級機関が是正を命じ、かつ法に基づいて直接責任を有する職員などを処分すると定めた。同様に、国の職員で法に基づく職責を履行せず、障害者に対する侵害行為を適時に制止せずまたは必要な支援を与えなかったことが深刻な結果を引き起こした場合、所属単位または上級機関が法に基づいて直接責任を有する職員などを処分する。

11. その他

障害者の自己決定については重要な追加があった。第9条は障害者に対する扶養と後見について規定している。1990年法は「後見人は必ず後見の職責を履行して、被後見人の合法權益を擁護しなければならない」とのみ規定していたが、これに「被後見人の意志を尊重して」という文言が加わった。

障害予防について、1990年法では「優生優育」(優れた子を産み、優れた子に育てる)を普及することを掲げていたが、2008年の改正では文言が「母嬰保健」(母子保健)に置き換えられた。ただし、中国は基本的に計画出産と「優生優育」は堅持しており、深刻な遺伝性疾病を予防するため、結婚前の医学検査による婚姻の不許可や制限など予防措置を義務づけている(婚姻法第7条)。なお、改正草案第2稿の段階では「優生優育」の文言は残っていた。

なお、全体枠組みおよびその後統合されて改正草案第2稿で提案されていた「人身・財

産・婚姻家庭」に関する単独の章として採用されなかった。一部は他の章の中に採り入れられた。不採用になった項目としては、プライバシーの権利、障害に対する賠償、婚姻の保護、遺産分割の配慮などがある。

おわりに

中国は当初から国連障害者権利条約の制定に向けて積極的であり、障害者保障法改正の中心的役割を担った中国障害者連合会もそうした国際的な動向を後ろ盾に障害者の権利を前面に出した改正をはかろうとしていた。その結果、差別禁止を強調するために「障害に基づく差別を禁止する」と独立した一文が設けられたこと、従来は努力義務にとどまっていた道路・建築物のバリアフリー化が義務化されたこと、情報コミュニケーションのバリアフリー化が盛り込まれたことなどの前進がみられる。また、今回はいずれも採用されなかったものの、各レベルの人民代表大会における障害者議席の割り当て、障害者連合会の団体訴権の新設、障害者就業に関する対企業監督の強化など当初案ではいくつか急進的ともいえる提案も出されていた。こうした提案がなされたのは、障害者連合会が障害者の声を代弁する役割を担っていることにもよるが、障害者の権利向上は、障害者連合会自身の地位向上にもつながるからである。障害者連合会は国の委託を受けた公的組織としての性格が強く、障害当事者とは利益が相反することもありうるものの、唯一の障害者団体として障害者の法的権利確立に大きく貢献しており、改正後の実践をとおした成果が期待される。

〔注〕

¹ 旧刑法第 16 条「聾かつ啞の者または盲人が罪を犯した場合は、軽きにしがたい処罰するか、処罰を軽減または免除することができる」(1979 年 7 月 7 日公布, 1980 年 1 月 1 日施行)。

² 旧刑事訴訟法第 27 条「被告人が聾・啞または未成年者であり弁護人を委託していない場合は、人民法院はその者のために弁護人指定しなければならない」(1979 年 7 月 7 日公布, 1980 年 1 月 1 日施行)。

³ 「民法通則」(1986 年 4 月 12 日公布, 87 年 1 月 1 日施行) 第 104 条第 2 項は「身体障害者の合法的な権益は、法律の保護を受ける」と規定する。

⁴ 障害者事業の詳細については、小林[1997]参照。

⁵ 「中国残疾人事業五年工作綱要(1988～1992)」(1988 年 9 月 3 日)。

⁶ 中国障害者保障法の詳細については、小林 [2000]参照。

⁷ 「残疾人教育条例」(1994 年 8 月 23 日国務院公布・施行)。

⁸ 「残疾人就業条例」(2007 年 2 月 25 日国務院公布, 2007 年 5 月 1 日施行)。

⁹ 1994 年に障害者教育条例が国務院より公布されたが、それを実施するための地方条例の制定などが進まなかったという反省から他の条例の制定が棚上げされてきた。

¹⁰ 「中華人民共和國殘疾人保障法」(2008年4月24日第11期全國人民代表大會常務委員會第2回會議修正,2008年7月1日施行)。

¹¹ 「關於殘疾人保障法修改總體框架的方案及其說明(征求意见稿)」at http://temp.cdpj.cn/bzfxg/2005-04/05/content_3933.htm (visited November 22, 2005)。

¹² 改正草案の第2稿のテキストは, <http://temp.cdpj.cn/doc/2006-03-24-01.doc> (visited January 26, 2007)。改正作業もインターネット上で公開されている。

¹³ 「保障法修改草案第二稿(征求意见稿)地方主要意見」at http://temp.cdpj.cn/bzfxg/2006-07/06/content_6972.htm (visited June 9, 2008), 「保障法修改草案第二稿(征求意见稿)社会征集的主要意見」at http://temp.cdpj.cn/bzfxg/2006-07/06/content_6973.htm (visited June 9, 2008)。

¹⁴ 「殘疾人實用評定標準(試用)六類殘疾標準」at http://www.cdpf.org.cn/wxzx/content/2004-11/09/content_50340.htm, visited February 17, 2009)。

¹⁵ ICFモデルの身体構造・機能・活動と参加・環境素因等を応用して障害者の状態を全面的に考察し,総合的に各種個人および社会的素因を考慮し,障害分類および等級をよりシステム化,包括化したとしている(「新聞発布会記者提問及領導、專家回答如下:」, at <http://temp.cdpj.cn/doc/2006-02-14-c.doc>, visited July 11, 2007)。

¹⁶ 2007年10月の中国障害者連合会権利擁護部処長とのヒアリングによる。

¹⁷ 「國務院弁公庁関与転発民政部等部門関与進一步加強扶助貧困殘疾人工作意見的通知」(国辦發[2004]76号)。なお,2006年の教育法の改正によって雜費も徴収されないことになった。

¹⁸ 多数の知的障害者や未成年者が誘拐されレンガ工場で強制労働させられていた事件(「山西各級殘聯在整治非法用工、打撃違法犯罪專項行動中切實維護殘疾人合法權益」at http://www.cdpf.org.cn/llyj/content/2007-11/25/content_76784_2.htm, visited February 13, 2009)。

¹⁹ 「城市道路和建築物無障碍設計規範」(建標[2001]126号)2001年8月1日施行。

²⁰ 「北京市無障碍設施建設和管理條例」2004年5月16日施行。

²¹ 2007年10月の中国障害者連合会権利擁護部処長とのヒアリングによる。

〔参考文献〕

日本語文献

小林昌之 [1997] 「中国の障害者事業の展開と課題」『アジア研ワールド・トレンド』第24号, pp.16-17。

[2000] 「中国障害者保護法の形成と発展」『手話コミュニケーション研究』第37号, pp.33-39。

中国語文献

第二次全国残疾人抽样调查办公室 [2007] 『第二次全国残疾人抽样调查主要数据手册』華夏出版社。

全国人大常委会法制工作委员会行政法室編著 [2008] 『中華人民共和國殘疾人保障法解讀』

中国法制出版社。

中国残疾人联合会发展部 [1994] 『残疾人保障法系列講座』華夏出版社。

中国殘聯并公厅 [2008] 「關於印發《2007年度全國殘疾人狀況監測主要數據報告》和《2007年度殘疾人小康實現程度分析報告》的通知」(中国殘聯并公厅2008年1月7日印發)。